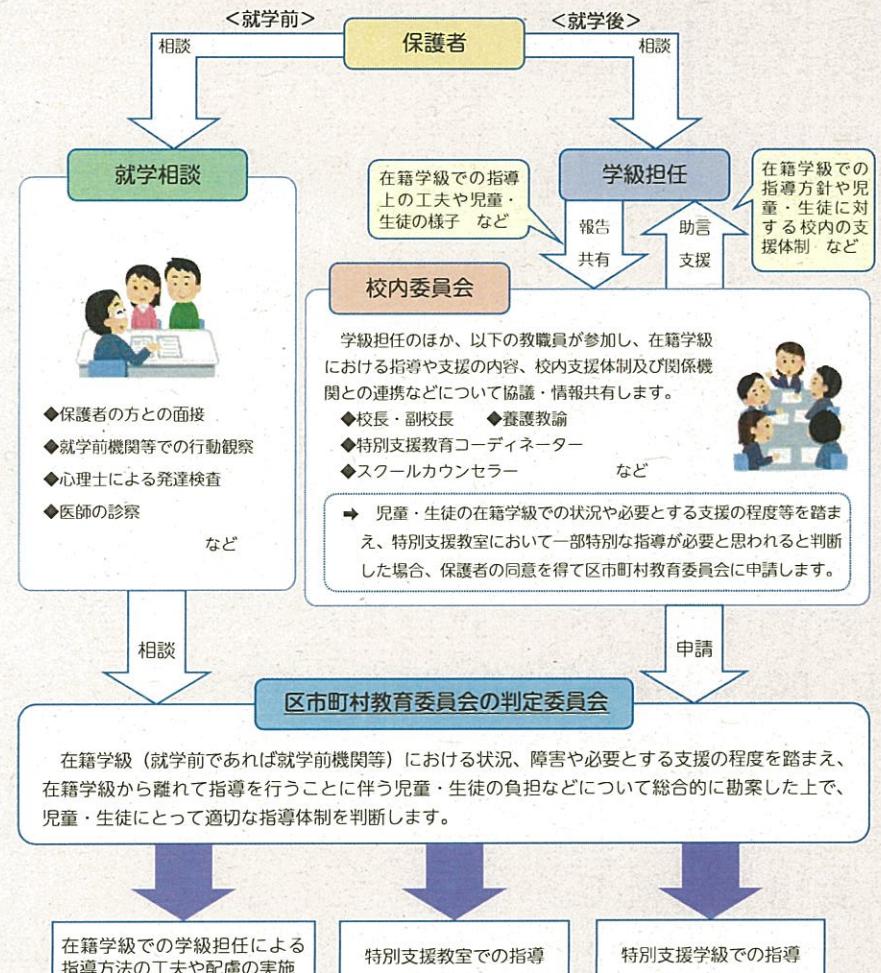




## 特別支援教室の指導開始までの流れ

就学前の方は、お住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に御相談ください。  
保護者の方との面接や行動観察などによりお子さんの状況を把握し、区市町村教育委員会の判定委員会を経て指導の開始を決定します。また、入学後は学級担任等に御相談ください。校内委員会において、在籍学級での課題や支援の必要性を検討した上で、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。



## 東京都の発達障害教育

落ち着きがないから、授業中ちゃんと座っていられないんじゃないかな・・・  
文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていくか心配だな・・・



自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・

お子さんの成長や発達が気になったら・・・  
東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、支援の体制を整えています。その概要を御案内します！

### ◆発達障害のある児童・生徒への支援

都内の公立小・中学校では、特別支援教室における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒に対する支援が行われています。

#### 特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るために、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。

	小学校	中学校
特別支援教室の設置状況	都内の公立小学校全校に設置されています。	都内の公立中学校に順次設置されています。 (令和3年度までに全校設置予定)

- これから中学校に特別支援教室を導入する区市町村は、既に設置されている情緒障害等通級指導学級において指導・支援を行っています。
- 通常の学級や特別支援教室における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。
- 中学校における特別支援教室の導入状況や、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問い合わせください。

### ◆早期発見・早期支援が重要！！

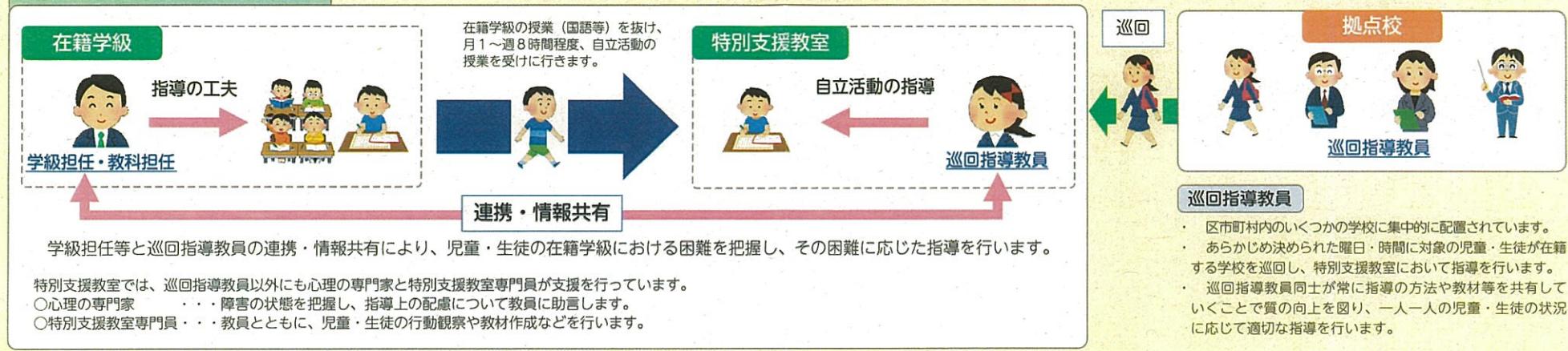
発達障害は、外見から課題が見えにくく、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。本人や保護者も学習上・生活上の課題が障害に起因することに気付きにくいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができます。

# 東京都の小・中学校における特別支援教室での指導・支援

## ◆特別支援教室の目的は？

児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになります。

## 各小・中学校の指導・支援体制



## ◆特別支援教室の対象となるのは？

通常の学級に在籍し、知的障害はないが、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があつて、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒が対象です。

自閉症	情緒障害	学習障害 (LD)	注意欠陥多動性障害 (ADHD)
円滑な人間関係が築けない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん默（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のもの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年齢あるいは発達に不釣合ない不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※選択性かん默とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

### 【Q】自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象なの？】

障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、特別支援教室での指導を受けずに在籍学級での生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導を受けるためには、在籍学級の授業（国語等）を抜けなければならず負担がかかるため、児童・生徒の障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が適しているのかを検討する必要があります。

### 【Q】なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なの？】

知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活中びづく実際的・具体的な内容を継続して指導することが必要となります。そのため、知的障害のある児童・生徒は一定の時間のみ取り出して指導を行うことははじまないため、特別支援教室の対象とはなりません。（文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より）

## ◆どのような指導をするの？

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。児童・生徒の指導目標が達成された場合、特別支援教室を退室します。

なお、教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

### ＜指導内容の例＞

- 場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けさせる。
- 課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けさせる。
- 体の使い方や姿勢の保持が苦手で、立ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高めさせる。

## ◆在籍学級での指導方法の工夫や配慮による支援って？

児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、在籍学級においても、以下の取組や工夫などにより、安心して学校生活が送ることができるよう、指導方法の工夫や配慮を行っています。

### ＜在籍学級における支援の例＞

- 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が入らないような環境の整備
- 書くことが苦手な児童・生徒へのICT機器を活用した授業作り
- 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫